

改正後

現 行

4 支出対象経費
(略)

第5 報告書等
(略)

3 支出対象経費
・給料 ・職員手当等 ・共済費 ・賃金 ・需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費、光熱水費、医療材料費) ・役務費(通信運搬費) ・旅費(交通費) ・謝金 ・備品購入費 ・原材料費 ・使用料及び賃借料

第4 報告等

- 1 本事業の経理は、昭和51年1月31日社施第25号厚生省社会局長・児童家庭局長通知「社会福祉施設を運営する社会福祉法人の経理規定準則の制定について」により行う(ただし、社会福祉法人会計基準を適用する場合には、当該基準により本事業の経理を行う。)ものであるが、一般事業及び特別事業ごとの収支の内訳について、補助簿を設けるなど明確に区分し、その実態を明らかにしておくこと。
- 2 本事業を実施した施設は、翌年度4月末日までに別紙様式1を参考とした事業実績報告書を都道府県知事に提出すること。また、特別事業を実施した施設は、各々、別紙様式3を参考とした児童養護施設分園型自活訓練事業実施報告書及び別紙様式5を参考とした家族療法事業実施報告書も併せて提出すること。
- 3 都道府県知事は、本事業を実施した施設については、監査時等随時事業の検証を行うこと。
- 4 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部(局)長は、別紙様式3の児童養護施設分園型自活訓練事業実施報告書及び別紙様式5の家族療法事業実施報告書を翌年度4月末日までに当局家庭福祉課長あて提出すること。

改 正 後

別紙様式 1 (略)

別紙様式 2 (略)
別紙 (略)別紙様式 3 (略)
別紙 (略)別紙様式 4 (略)
別紙 (略)別紙様式 5 (略)
別紙 (略)

別添 (略)

現 行

別紙様式 1 (略)

別紙様式 2 (略)
別紙 (略)別紙様式 3 (略)
別紙 (略)別紙様式 4 (略)
別紙 (略)別紙様式 5 (略)
別紙 (略)

別添

- 1 延長保育実施保育所及び延長保育自主事業実施保育所
(平成19年11月30日雇児発第1130001号本職通知「次世代育成支援対策交付金の算定における評価基準について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)
- 2 一時保育促進事業実施保育所及び一時保育自主事業実施保育所
(平成12年3月29日児発第247号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの(対象児童は、事業開始月(年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月)における平均対象児童が1人以上いること)及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)
- 3 乳児保育促進事業実施保育所
(平成12年3月29日児発第247号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの。)
- 4 乳児が3人以上入所している保育所
(4月及び5月の初日において乳児が3人以上入所していること)

改正後 施設機能強化推進費事業内容										
社会復帰等自立促進事業				専門機能強化事業			総合防災対策強化事業			
事業名	施設入所児等社会(家庭)復帰促進事業	心身機能低下防止事業	処遇困難事例研究事業	(削除)			養育機能等強化事業	広域入所促進事業		
事業内容	(略)	(略)	(略)	(削除)			(略)	(略)	(略)	
実施方法(例)	(略)	(略)	(略)	(削除)			(略)	(略)	入所施設	保育所
									(略)	(略)
加算単価	(略)	(略)	(略)	(削除)						

現行 施設機能強化推進費事業内容										
社会復帰等自立促進事業				専門機能強化事業			総合防災対策強化事業			
事業名	施設入所児等社会(家庭)復帰促進事業	心身機能低下防止事業	処遇困難事例研究事業	施設入所児童家庭生活体験事業			養育機能等強化事業	広域入所促進事業		
事業内容	(略)	(略)	(略)	<p>児童養護施設等の入所児童を学校における夏季休暇等の連続した休暇の期間等を利用して、里親あるいはボランティア家庭等(以下「委託家庭」という。)におおむね3～5日間程度宿泊させ、家庭生活を体験させることにより、社会性の涵養、情緒の安定、退所者の自立を促進するものである。</p>			(略)	(略)	(略)	
実施方法(例)	(略)	(略)	(略)	<p>① 委託家庭の募集、調査、指導を行う。 ② 委託家庭に対して児童の養育技術、安全確保等を内容とした研修を行う。 ③ 入所児童を委託家庭に宿泊させる。 ④ 施設職員と委託家庭の交流会を実施する。</p>			(略)	(略)	入所施設	保育所
									(略)	(略)
加算単価	(略)	(略)	(略)	30万円以内			(略)	(略)	(略)	

○年長児童に対する処遇体制の強化について（平成〇〇年〇〇月〇〇日児発第〇〇〇号）

改正後	現 行
<p>年長児童に対する処遇体制の強化について（案） 平成〇〇年〇〇月〇〇日雇児発第〇〇〇号 各都道府県知事・各指定都市の市長・ 各児童相談所設置市の市長あて 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知</p> <p>標記については、平成10年6月25日児発第489号本職通知「児童養護施設における年長児童に対する処遇体制の強化について」により実施してきたが、本年より、学習指導の対象施設を拡大したことに伴い、以下により実施することとしたので、管内関係機関に遺漏のないよう御配慮願いたい。</p> <p>なお、平成10年6月25日児発第489号本職通知「児童養護施設における年長児童に対する処遇体制の強化について」は廃止する。</p>	<p>児童養護施設における年長児童に対する処遇体制の強化について 平成10年6月25日児発第489号 各都道府県知事・各指定都市の市長あて 厚生省児童家庭局長通知 〔一部改正〕平成18年4月3日 雇児発第0403022号</p> <p>標記については、昭和62年5月20日児発第453号本職通知「養護施設及び虚弱児施設における年長児童に対する処遇体制の強化について」により実施してきたが、本年より、虚弱児施設が児童養護施設に移行したことに伴い、以下により実施することとしたので、管下関係施設に遺漏のないよう御配慮願いたい。</p> <p>なお、昭和62年5月20日児発第453号本職通知「養護施設及び虚弱児施設における年長児童に対する処遇体制の強化について」は廃止する。ただし、従前、同通知に基づき心理面における指導を実施していた施設が、当該指導を継続して行う場合には、本通知6で定める経過措置によるものとする。</p>
<p>1 趣旨 近年の社会経済情勢の変化に伴い、入所児童等の進学への意欲が高まってきたことから、学習指導の強化を図るものである。 また、近年、児童養護施設施設においては虐待、放任された児童等、一人ひとりの児童の態様に応じたきめ細かな処遇を必要とする児童が多くなってきていることから、特に年長児童に対してスポーツや表現活動を行うことにより情緒を安定させ児童の自立を支援するものである。</p> <p>2 事業内容 (1) 学習指導 中学生に在籍し高校等受験を目指す児童に対し、副教材の準備及び講師による指導等により学習指導を行う。</p>	<p>1 趣旨 児童養護施設の入所児童には、虐待・放任された児童等、一人ひとりの児童の態様に応じたきめ細かな処遇を必要とする児童が多くなってきており、また、これらの児童の年齢も小学校高学年から中学生以上のいわゆる年長児童の割合が増加している。年長児童については、その成長過程において両親の養育方針の不一致、放任、過干渉などを体験しているため、大人への不信、自信喪失、情緒の不安定などを示すものが多くみられることから、従来からの指導に加え、共にスポーツや表現活動を行うことにより、児童との共感を深め、成就感や自信を与えたり情緒を安定させることが必要である。そのために、各種スポーツやダンス等の表現活動の指導技術を有する熱意ある職員を配置し、児童の自立を支援するものである。 また、近年の社会経済情勢の変化に伴い、進学への意欲が高まってきており、入所児童の自立の促進、将来の選択の機会の拡大といった観点から、これに応える必要が生じている。そのため、これらの児童に対する学習指導の強化を図るものである。</p> <p>2 事業内容 (1) 各施設に柔道、剣道等の有段者若しくはサッカー、テニス等の各種スポーツやダンス、演劇、音楽等の部門において相当な指導力を持つ者であって、児童の健全な育成に理解と情熱を有する者を配置し、年長児童に対し、各種スポーツやダンス等の表現活動について専門的指導を行う。</p>

改正後	現 行
<p>(2) 特別指導 各施設に柔道、剣道等の有段者若しくはサッカー、テニス等の各種スポーツやダンス、演劇、音楽等の部門において相当な指導力を持つ者であって、児童の健全な育成に理解と情熱を有する者を配置し、年長児童に対し、各種スポーツやダンス等の表現活動について専門的指導を行う。</p> <p>3 指導についての留意事項</p> <p>(1) 学習指導について <u>指導に当たっては、児童養護施設を措置解除され、家庭の事情等によりやむを得ず、施設内に居住している大学生等を講師として活用を図ること。その際に、謝金等を学習指導加算額の範囲内で支出して差し支えないものとする。</u></p> <p>(2) スポーツや表現活動について <u>ア 指導内容は児童の性別、年齢、興味、関心及び発達状況等に留意し、体力や運動能力を増進するとともに、児童の創造的思考や協調性等を高めるものであること。</u> <u>イ 指導方法はいたずらに技術の向上に走ることなく、児童にスポーツや表現活動の楽しさを体得させることを基本とすること。</u> <u>ウ 指導効果を高めるため、他の職員との協調連携を図ること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>4 実施施設</p> <p>(1) 指導員を配置する施設は「児童福祉施設最低基準」(昭和23年厚生省令第63号)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている施設であって次に掲げる施設に限るものとする。</p> <p>(2) 学習指導 <u>児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親</u></p> <p>(3) 特別指導 <u>児童養護施設</u></p> <p>5. (略)</p>	<p>(2) 中学3年生に在籍し高校等受験を目指す児童に対し、副教材の準備及び講師による指導等により学習指導を行う。</p> <p>3 指導についての留意事項</p> <p>(1) スポーツや表現活動について <u>ア 指導内容は児童の性別、年齢、興味、関心及び発達状況等に留意し、体力や運動能力を増進するとともに、児童の創造的思考や協調性等を高めるものであること。</u> <u>イ 指導方法はいたずらに技術の向上に走ることなく、児童にスポーツや表現活動の楽しさを体得させることを基本とすること。</u> <u>ウ 指導効果を高めるため、他の職員との協調連携を図ること。</u></p> <p>(2) 学習指導について <u>指導に当たっては、児童養護施設を措置解除され、家庭の事情等によりやむを得ず、施設内に居住している大学生等を講師として活用を図ること。その際に、謝金等を学習指導加算額の範囲内で支出して差し支えないものとする。</u></p> <p>(3) 指導員について 指導員の雇用の形態については、常勤、非常勤の別を問わないものである。</p> <p>4 実施施設 指導員を配置する施設は「児童福祉施設最低基準」(昭和23年厚生省令第63号)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている施設に限るものとする。</p> <p>5 経費について 指導員の配置に要する経費及び学習指導に必要な副教材費等の経費については、別に定める措置費の交付要綱により支弁されるものである。</p>

改正後	現 行
6 (削除)	<p>6 経過措置について 昭和62年5月20日児発第453号本職通知「養護施設及び虚弱児施設における年長児童に対する処遇体制の強化について」により心理面における指導を行っており、引き続き行う必要がある場合には、別に定める児童養護施設に移行した法改正前の虚弱児施設に係る協議書により当課まで協議願いたい。</p>
7 (削除)	<p>7 附則 平成10年6月12日児発第456号通知「「児童福祉法による入所施設措置費（児童家庭局所管施設）等国庫負担金」通知の施行について」の一部を次のように改正する。 第1の2の(5)及び(6)中「昭和62年5月20日児発第453号本職通知「養護施設及び虚弱児施設における年長児童に対する処遇体制の強化について」」を「平成10年6月25日児発本職通知「児童養護施設における年長児童に対する処遇体制の強化について」」に改める。</p>

改正後	現行
<p style="text-align: right;">社 生 第 8 0 号 平成3年6月12日 〔一部改正〕平成20年 月 日 雇 児 発 第 号</p> <p>各 都 道 府 県 知 事 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生省 社会局長</p> <p style="text-align: center;">婦人保護施設退所者自立生活援助事業の実施について</p> <p>婦人保護事業の推進については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、婦人保護施設を退所した者が地域社会で安定した自立生活を送ることができるための条件整備を図るため、今般、別紙のとおり「婦人保護施設退所者自立生活援助事業実施要綱」を定め平成3年度から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期せられたく通知する。 <u>なお、この通知については、貴管内の市町村、婦人相談所及び婦人保護施設に対し、貴職からこの旨周知されるようお願いするとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。</u></p>	<p style="text-align: right;">社 生 第 8 0 号 平成3年6月12日</p> <p>各 都 道 府 県 知 事 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生省 社会局長</p> <p style="text-align: center;">婦人保護施設退所者自立生活援助事業の実施について</p> <p>婦人保護事業の推進については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、婦人保護施設を退所した者が地域社会で安定した自立生活を送ることができるための条件整備を図るため、今般、別紙のとおり「婦人保護施設退所者自立生活援助事業実施要綱」を定め平成3年度から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期せられたく通知する。 <u>なお、管下市町村、婦人相談所及び婦人保護施設に対し、貴職から通知されたい。</u></p>
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">婦人保護施設退所者自立生活援助事業実施要綱</p> <p>1 目的 婦人保護施設を退所した者が、地域社会で安定した自立生活が継続して送られるようにすることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 都道府県とする。</p> <p>3 実施施設 この事業を実施する施設は、婦人保護施設であって、当該年度当初において事業の対象者を10人以上有している施設の中から都道府県知事があらかじめ<u>指定して実施するものとする。</u></p> <p>4 対象者 婦人保護施設を退所して、自立した生活を送るうえで種々の問題を有しており、<u>自立生活のための相談、指導等の援助を希望する者であって、かつ婦人相談所が必要と認めたる者とする。</u></p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">婦人保護施設退所者自立生活援助事業実施要綱</p> <p>1 目的 婦人保護施設を退所した者が、地域社会で安定した自立生活が継続して送られるようにすることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 都道府県とする。</p> <p>3 実施施設 この事業を実施する施設は、婦人保護施設であって、事業の対象者を10人以上有している施設の中から都道府県知事があらかじめ<u>指定したものとする。</u></p> <p>4 対象者 婦人保護施設を退所して、自立した生活を送るうえで種々の問題を有している者で、<u>自立生活のための相談、指導等の援助を希望する者とする。</u></p>

5 実施方法等

- (1) 本事業を実施するに当たっては、実務上の責任者（以下、この職員を「生活援助指導員」という。）1人を、原則として当該施設の職員のうちから適当と判断される職員を選定して配置するものとする。
- (2) 生活援助指導員は、対象者が勤務する職場への訪問、対象者が勤務から戻る夜間又は祝休日等を利用した住居への訪問又は自立に当たっての関係機関への同行等の方法により、相談、指導等の援助に当たるものとする。

(3) 援助の内容

ア 実施期間は、対象者1人につき1年間とする。なお、必要があれば実施を更新することができる。

イ 実施施設は、生活援助指導員を中心として、次の援助を行うこと。

- (ア) 日常生活に対応する援助（食生活、健康管理、金銭管理、整理整頓等）
- (イ) 地域及び職場での対人関係に関する指導
- (ウ) 関係機関等の活用方法の指導や同行等による支援
- (エ) 家族、親戚との交流促進
- (オ) その他社会生活における相談、余暇指導等

ウ 生活援助指導員は、前記イに掲げる援助のほかに、次の業務を行うこと。

- (ア) 月間又は年間スケジュールの作成
- (イ) 個人別支援計画書及び指導台帳の作成
- (ウ) その他必要な事項

6 実施上の留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、婦人相談所、福祉事務所等関係機関や婦人保護団体等と連携を密にするとともに、地域社会の理解と協力を得られるよう配慮するものとする。
- (2) 他管内の婦人保護施設を退所した者が実施施設の周辺に居をかまえ、本事業を希望する者については、各々の婦人相談所及び婦人保護施設と相互の連携を密にし、効果的な実施が図られるよう配慮するものとする。
- (3) 生活援助指導員は、対象者1人につき、少なくとも月1回は住居又は職場等の訪問を行うものとし、特に濃密な援助が必要と思われる者に対しては、必要に応じて指導回数を多くするものとする。
- (4) 個人別支援計画書の作成に当たっては、事前に対象者と話し合うなどして、対象者の意見が十分反映されるよう留意すること。また、必要に応じて見直しを行うこと。
- (5) 対象者が配偶者からの暴力被害者である場合には、加害者である配偶者からの追跡等が考えられることから、実施の際には十分配慮すること。

7 事業に対する補助

都道府県は、実施施設に対し、本事業に要する経費を支弁するものとする。

8 国の助成

国は、都道府県が本事業のために支出した経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

5 実施方法等

- (1) 本事業を実施するに当たっては、実務上の責任者（以下、この職員を「生活援助指導員」という。）1人を、原則として当該施設の職員のうちから適当と判断される職員を選定して配置するものとする。
- (2) 生活援助指導員は、対象者の来所又は電話等への対応、対象者が勤務する職場への訪問あるいは対象者が勤務から戻る夜間又は祝休日等を利用して住居を訪問するなどの方法により、相談、指導等の援助に当たるものとする。

(3) 援助の内容

ア 実施施設は、生活援助指導員を中心として、次の援助を行うこと。

- (ア) 日常生活に対応する援助（食生活、健康管理、金銭管理、整理整頓等）
- (イ) 地域及び職場での対人関係に関する指導
- (ウ) 関係機関等の活用方法の指導
- (エ) 家族、親戚との交流促進
- (オ) その他社会生活における相談、余暇指導等

イ 生活援助指導員は、前記アに掲げる援助のほかに、次の業務を行うこと。

- (ア) 月間又は年間スケジュールの作成
- (イ) 個人別プログラム及び指導台帳の作成
- (ウ) その他必要な事項

6 実施上の留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、福祉事務所等関係機関や婦人保護団体等と連携を密にするとともに、地域社会の理解と協力を得られるよう配慮するものとする。
- (2) 他管内の婦人保護施設を退所した者が実施施設の周辺に居をかまえ、本事業を希望する者については、各々の婦人相談所及び婦人保護施設と相互の連携を密にし、効果的な実施が図られるよう配慮するものとする。
- (3) 退所後1年未満のもの等、特に濃密な援助が必要と思われる者に対しては、必要に応じて指導回数を多くするものとする。

7 事業に対する補助

都道府県は、実施施設に対し、本事業に要する経費を支弁するものとする。

8 国の助成

国は、都道府県が本事業のために支出した経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

改正後	現行
<p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について 平成11年4月30日 厚生省発児第86号 各都道府県知事・各指定都市の市長・各中核市の市長あて 厚生事務次官通知</p> <p>〔一部改正〕 平成11年12月9日厚生省発児第140号 平成12年5月19日厚生省発児第91号 平成12年11月22日厚生省発児第129号 平成13年8月2日厚生省発児第314号 平成14年11月11日厚生労働省発雇児第1111002号 平成15年1月30日厚生労働省発雇児第0130004号 平成15年12月22日厚生労働省発雇児第1222001号 平成16年2月9日厚生労働省発雇児第0209007号 平成16年7月16日厚生労働省発雇児第0716001号 平成16年12月3日厚生労働省発雇児第1203002号 平成17年1月4日厚生労働省発雇児第0104003号 平成17年2月1日厚生労働省発雇児第0201006号 平成17年6月1日厚生労働省発雇児第0601001号 平成18年2月3日厚生労働省発雇児第0203005号 平成18年6月27日厚生労働省発雇児第0627001号 平成19年3月5日厚生労働省発雇児第0305002号 平成19年3月6日厚生労働省発雇児第0306003号 平成19年7月25日厚生労働省発雇児第0725003号 平成20年2月6日厚生労働省発雇児第0206003号 平成 年 月 日厚生労働省発雇児第 号</p>	<p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について 平成11年4月30日 厚生省発児第86号 各都道府県知事・各指定都市の市長・各中核市の市長あて 厚生事務次官通知</p> <p>〔一部改正〕 平成11年12月9日厚生省発児第140号 平成12年5月19日厚生省発児第91号 平成12年11月22日厚生省発児第129号 平成13年8月2日厚生省発児第314号 平成14年11月11日厚生労働省発雇児第1111002号 平成15年1月30日厚生労働省発雇児第0130004号 平成15年12月22日厚生労働省発雇児第1222001号 平成16年2月9日厚生労働省発雇児第0209007号 平成16年7月16日厚生労働省発雇児第0716001号 平成16年12月3日厚生労働省発雇児第1203002号 平成17年1月4日厚生労働省発雇児第0104003号 平成17年2月1日厚生労働省発雇児第0201006号 平成17年6月1日厚生労働省発雇児第0601001号 平成18年2月3日厚生労働省発雇児第0203005号 平成18年6月27日厚生労働省発雇児第0627001号 平成19年3月5日厚生労働省発雇児第0305002号 平成19年3月6日厚生労働省発雇児第0306003号 平成19年7月25日厚生労働省発雇児第0725003号 平成20年2月6日厚生労働省発雇児第0206003号</p> <p>このたび「児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金」に係る交付要綱が次とおりに定められ、平成11年4月1日から適用されることとなったので、その事務処理に当たっては適正かつ円滑なる執行を期せられたく通知する。 なお、平成10年6月12日厚生省発児第105号「児童福祉法による入所施設措置費（児童家庭局所管施設）等国庫負担金及び児童福祉事業対策費等国庫補助金について」は廃止する。 ただし、平成10年度分以前の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。 （通則） この交付要綱は、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年発令第6号）第2条の規定に基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」</p>

改正後	現行
<p>第1 用語の意義</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>の交付について定めることを目的とする。</p> <p>第1 用語の意義</p> <p>次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。</p> <p>1 「措置費等」とは、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村又は児童相談所が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号に規定する措置、第22条第1項に規定する助産の実施、第23条第1項に規定する母子保護の実施又は第33条第1項及び第2項に規定する児童の一時保護業務を行った場合における法第50条第6号、第6号の3、第7号及び第8号又は第51条第2号に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護又は養育につき法第45条の最低基準を維持するための費用（別に定めるところにより助産施設における同様の取扱いをする厚生労働大臣が設置する国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関（以下「国立高度専門医療センター等」という。）については、入所後の助産に要する費用とする。）をいい、これを次の費目に分けるものとする。</p> <p>(1) 事務費 児童福祉施設（以下「施設」という。）及び児童相談所が設ける一時保護所を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費をいう。</p> <p>(2) 事業費 事務費以外の経費であって、施設に入所し、又は里親に委託されている児童等（ただし、措置が停止されている児童を除く。）若しくは一時保護所に一時保護されている児童等に直接必要な諸経費を総称したものをいう。</p> <p>2 「定員」とは都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村以外の者が設置する施設にあっては、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長が認可した定員（母子生活支援施設については世帯数とする。この項において以下同じ。）をいい、都道府県立、指定都市立、中核市立、児童相談所設置市立及び市町村立（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）の施設にあっては、その都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村の条例等で定めた定員をいう。</p> <p>ただし、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長が暫定定員を定めたときは、その暫定定員をいう。</p> <p>3 「保護単価」とは、措置児童等の1人当たりの事務費及び事業費の月額（一時保護所にあっては、その一時保護所の運営に必要な事務費及び事業費の年額）その他の単価であって、第3に定めるところにより都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長がその施設、里親及び一時保護所について設定したものをいう。</p>